

6次公募

令和4年度 補正予算

事業承継・ 引継ぎ補助金

専門家活用事業

公募要領公開

2023年6月16日（金）

交付申請受付期間

2023年6月23日（金）

）

2023年8月10日（木）
17:00（予定）

Webサイト



<https://jsh.go.jp/r4h/>



専門家活用事業

制度上のポイント

1 同一案件について、買い手・売り手の双方による申請が可能です

専門家活用事業では、買い手支援型（承継者）と売り手支援型（被承継者）の2つのタイプがありますが、同一の経営資源引継ぎ（M&A）案件について、買い手と売り手の双方がそれぞれのタイプで申請することも可能です。

2 「M&A支援機関登録制度」に登録された専門家による支援が対象です

委託費のうち、FA・M&A仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援のみが補助対象となります。なお、登録FA・仲介業者については、中小企業庁HP又はM&A支援機関登録制度事務局HPにおいて公表されています。

3 補助金の交付を受けるためには、実質的な経営資源の引継ぎが必要です

承継者と被承継者による実質的な事業再編・事業統合が行われていないと事務局が判断した場合は補助対象外となります。

補助対象外となる例

- 事業再編・事業統合を伴わない物品・不動産等のみの売買
- グループ内の事業再編及び親族内の事業承継等

4 議決権の割合により、交付申請ができないケースがあります

事業再編・事業統合の後に、承継者が保有する対象会社又は被承継者の議決権*が過半数にならない場合や、事業再編・事業統合の前に、承継者が保有する対象会社又は被承継者の議決権が過半数の場合などは補助対象外となります。

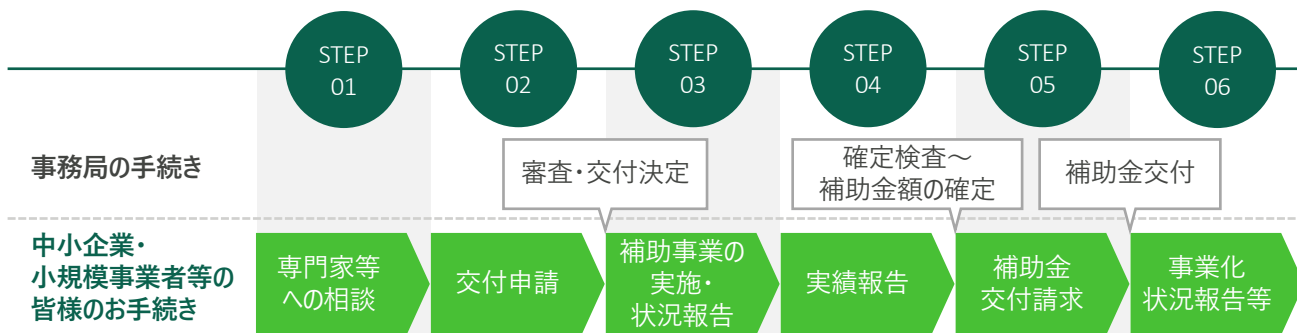
*吸収分割、事業譲渡の場合は除く

+α

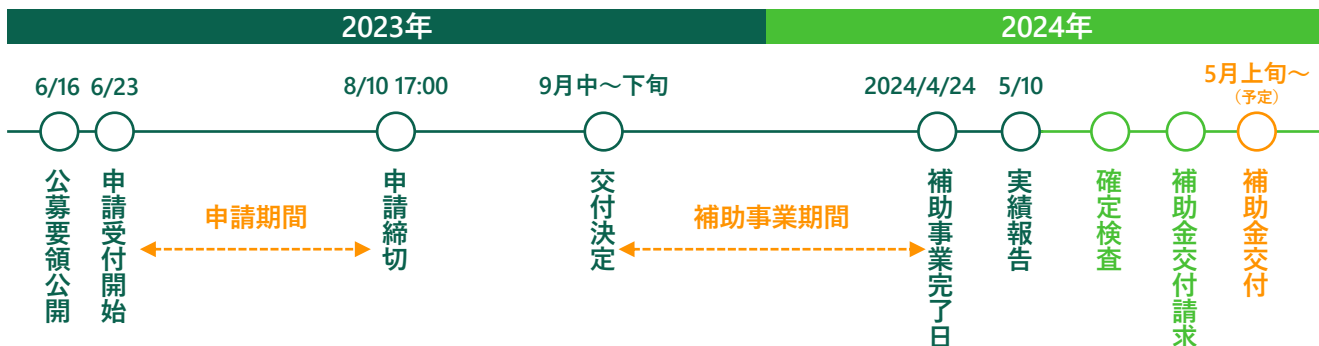
補助事業期間内に経営資源引継ぎが実現しなかった場合でも、一部費用は補助金の交付対象となります

補助事業期間内に経営資源引継ぎが実現しなかった場合、補助事業期間終了後に所定の届出を行うことで、売り手支援型においては基本合意書締結以降にかかった費用、買い手支援型においてはデューデリジェンス費用が補助対象経費として認められます。

補助金交付までの流れ



6次公募 申請スケジュール



* 上記スケジュールは公募要領公開時点での予定となります。変更となる可能性がありますので、ご了承ください。

各支援類型の概要

買い手支援型 (I型)

事業再編・事業統合に伴い株式・経営資源を譲り受ける予定の中小企業等を支援する類型

対象 株式・経営資源の引継ぎに関する最終契約書の契約当事者（予定含む）となる中小企業者等

売り手支援型 (II型)

事業再編・事業統合に伴い株式・経営資源を譲り渡す予定の中小企業等を支援する類型

対象 株式・経営資源の引継ぎに関する最終契約書の契約当事者（予定含む）となる中小企業者等

共同申請

株式譲渡の場合は、**支配株主**（株式譲渡に伴い異動する株式を発行している中小企業の、議決権の過半数を有する株主）または**株主代表**（議決権の過半数を有する株主の代表者）との共同申請が可能です。

Point1 補助下限額の引き下げ

前回の公募では、専門家活用事業の補助下限額は100万円であったのに対し、本補助金では50万円に引き下げられました。これにより、補助金を活用できる事業の幅が広がりました。

Point2 補助率引き上げの要件

買い手支援型は補助率2/3以内であるのに対し、売り手支援型は原則1/2以内です。ただし、①物価高等の影響により、営業利益率が低下、②直近決算期で営業または経常赤字、のいずれかの場合、補助率は2/3以内に引き上げられます。

Point3 事業譲渡時の引継ぎ要件

事業譲渡の場合、有機的・一体的な経営資源の譲受・譲渡*が対象となります。

*例えば、有形資産（物品・設備等）のみ、無形資産（ブランド・ノウハウ等）のみの譲渡は原則対象外となります。

Point4 補助対象者の条件

補助対象者（法人）の代表者が、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者又はその代表者であった場合、補助対象外となります。

補助対象経費

委託費*

*FA・仲介業務の着手金・中間報酬・成功報酬等は委託費に含まれる。

謝金

旅費

外注費

システム利用料

保険料

廃業費

廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用

補助率・補助上限額

類型	補助率	補助下限額	補助上限額	上乗せ額 (廃業費)
買い手支援型	2/3以内	50万円	600万円以内	+150万円以内
売り手支援型	1/2又は2/3以内			

※詳細は公募要領をご確認ください。

交付申請の流れ

「gBizIDプライム」アカウントの取得

電子申請システム「jGrants」の利用前に、「gBizIDプライム」アカウントを取得する
(1~2週間程度)

申請に必要な書類の準備

当てはまる交付申請類型に則って、必要書類を準備する

オンライン申請フォーム（jGrants）に必要事項を記入

「必要書類チェックリスト」で申請様式、必要書類に相違・不足ないか確認

オンライン申請フォーム（jGrants）に提出する必要書類を添付

申請処理を行い、申請状況を確認

事業承継・引継ぎ補助金Webサイト

<https://jsh.go.jp/r4h/>



事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用事業）に関する相談窓口

『事業承継・引継ぎ補助金事務局（専門家活用事業）』

TEL：050-3000-3551

※電話受付時間 [10:00~12:00、13:00~17:00（土・日・祝日を除く）]